

令和3年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和3年12月6日午前8時57分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	樫木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	樫山裕子	副局長	小倉一仁
------	------	-----	------

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	宮内一裕	会計管理者 (会計課長)	十河貴子
総務課長	水口和洋	総務課副課長	中島正博
振興課長	平尾好孝	振興課副課長	吉田忠弘
税務課長	笠松昭宏	住民課長	瀬田和哉
住民課副課長	芦口正史	住民課副課長	陸平志保
福祉課長	木村陽子	福祉課副課長	芝健治
福祉課副課長	坂本真理子	長寿課長	宮本真里
長寿課副課長	目良大敏	建設課長	栗田信孝

建設課副課長	山 根 康 生	建設課副課長	谷 本 和 久
上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局 長	三 浦 誠	教育委員会 事務局副局長	平 岩 晃
教育委員会 事務局 学校 給食センター 所 長	前 芝 由 希		

---

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 4 8 号 令和 2 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 4 9 号 令和 2 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 5 0 号 令和 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 5 1 号 令和 2 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 5 2 号 令和 2 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 5 3 号 令和 2 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 4 号 令和 2 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 5 号 令和 2 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 5 6 号 令和 2 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 5 7 号 令和 2 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 議案第 5 8 号 令和 2 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認

定について

- 日程第 1 5 議案第 5 9 号 令和 2 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第 1 6 報告第 1 8 号 令和 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 7 議案第 6 8 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 6 9 号 上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 7 0 号 上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 7 1 号 令和 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 1 議案第 7 2 号 令和 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 7 3 号 令和 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 議案第 7 4 号 令和 3 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 7 5 号 令和 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第 7 6 号 令和 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 7 7 号 令和 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議案第 7 8 号 令和 3 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議案第 7 9 号 令和 3 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 8 0 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度 第 1 号 公民館運営事業 生馬公民館耐震改修工事）

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

吉本議員からは遅刻届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回上富田町議会定例会を開会いたします。

なお、本定例会においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定期的に休憩を取り、議場の換気を行いたいと思います。また、皆様におかれましても、手指の消毒、マスクの着用等のご協力をお願い申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において9番、榎木正行君、10番、九鬼裕見子君を指名いたします。

---

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は15日間に決しました。

---

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（櫻山裕子）

諸般の報告をいたします。

令和3年9月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した12月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、9月定例会において可決されましたコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書につきましては、9月13日付で関係機関に送付しましたのでご報告いたします。

また、本定例会までに提出のありましたウイグルを応援する全国地方議員の会からの陳情書の写しにつきましては、お手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りは、本日12月6日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日ここに令和3年第4回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、本年を振り返ってみますと、昨年につき令和3年も新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、町が主催する各種行事の規制、縮小や延期、中止などの対策を行ってきました。

県内では、8月末から9月上旬にかけて病床利用率が100%近くにまで達するなど、危機的な状況まで感染者数が増加しましたが、現在は各地の緊急事態宣言も解除され、小康状態を保っています。

上富田町では、ワクチン接種を4月25日から開始し順調に接種を進めてきましたが、感染と発症の予防効果が時間とともに低下することを諸外国から報告されたことを受け、厚生労働省は、2回目の接種から原則おおむね8か月以上経過した方から3回目の接種を行う方針を発表しました。

しかしながら、専門家からは、今後もこの新型コロナウイルス感染症との闘いが二、三年程度は続く見通しであると示されています。先日も外国で新たな変異株が発生したこともあり、いまだに予断を許さない状況ではありますが、上富田町でも体制を整えて、住民の方々が早く安心して生活できるように臨んでいます。

次に、本年7月には鹿児島県、宮崎県、熊本県に大雨特別警報が発表され、8月にも広島県、佐賀県、長崎県、福岡県に大雨特別警報が発表され、河川の氾濫などの影響で甚大な被害が発生しました。和歌山県内では幸い大きな被害はありませんでしたが、被害に見舞われた皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

次に、10月に発足した岸田内閣は、11月19日の経済財政諮問会議において、成長と配分の好循環に向けての経済対策として78.9兆円の経済対策を発表し、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で子ども・子育て支援の推進として、子育て世帯に対して子供1人当たり10万円相当の給付などの対策を打ち出しています。

次に、令和3年秋の叙勲で浅井榮志氏が上富田町消防団第2分団長として長年消防団活動にご尽力された功績により、瑞宝単光章を受賞されました。町主催の祝賀会を予定していましたが、ご本人より辞退したい旨の申出がありましたので、今回、皆様方には報告のみとさせていただきます。

さて、本定例会に上程しご審議をお願いします諸議案は、報告事項として令和3年度上富田町一般会計補正予算1件、議案として令和2年度上富田町一般会計・特別会計の歳入歳出決算認定11件、令和2年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定1件、条例の一部改正3件、令和3年度上富田町一般会計・特別会計の補正予算9件、工事請負契約の締結1件の計26議案を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第48号から議案第59号までの12議案につきましては、令和2年度上富田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定等についてであります。決算審査特別委員会におきまして、慎重なるご審議とご示唆をいただいております。何とぞ本議会におきましてもご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第18号につきましては、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第5号）でございます。今回、補正前の額に1億3,000万円を追加し、予算総額を69億5,448万7,000円と定めています。補正予算の主な内容は民生費で、子育て世帯への臨時特別給付金1億3,000万円を措置しています。一方、歳入につきましては、国庫支出金、繰入金を見込み措置しています。12月1日付で専決処分をしまし

たので、これを報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第68号につきましては、上富田町税条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、条例準則との精査により条例準則に合わせるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第69号につきましては、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、同法を引用しています本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第70号につきましては、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案でございます。産科医療補償制度の見直しに合わせて出産育児一時金の金額を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第71号につきましては、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第6号）でございます。今回、補正前の額に2億9,244万6,000円を追加し、予算総額を72億4,693万3,000円と定めています。補正予算の主な内容は、4月の人事異動に伴う給与費などの措置になります。その他として、総務費では、さわやか上富田まちづくり寄附金の増加を見込み、返礼品や取扱手数料、基金への積立金など1億5,454万9,000円を措置しています。民生費では、障害福祉サービス等給付費として3,800万円、児童福祉医療費で2,332万円を措置しています。教育費では、町立図書館市ノ瀬分館の改修費620万円を措置しています。災害復旧費では、町道一乗寺加茂線の道路災害復旧に向け、地質調査や測量費など2,564万円を措置しています。一方、歳入につきましては、地方交付税、国・県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を見込み、措置しています。

次に、議案第72号につきましては、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額に1,084万6,000円を追加し、予算総額を19億5,766万4,000円と定めています。補正予算の主な内容は、国・県への過年度分の保険給付費の返還金などを措置しています。

次に、議案第73号につきましては、令和3年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額に583万7,000円を追加し、予算総額を3億3,184万5,000円と定めています。補正予算の内容は、和歌山県後期高齢者広域連合への負担金などを措置しています。

次に、議案第74号につきましては、令和3年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に4,146万円を追加し、予算総額を16億7,713万8,000円と定めています。補正予算の内容は、国・県への過年度

分の介護給付費の返還金などを措置しています。

次に、議案第75号につきましては、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に1,061万5,000円を追加し、予算総額を1億8,464万3,000円と定めています。補正予算の主な内容は、4月の人事異動による職員の人件費に関する措置でございます。

次に、議案第76号につきましては、令和3年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額から113万6,000円を減額し、予算総額を1億9,959万7,000円と定めています。補正予算の内容は、4月の人事異動による職員の人件費に関する措置でございます。

次に、議案第77号につきましては、令和3年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額に342万3,000円を追加し、予算総額を1億9,375万8,000円と定めています。補正予算の内容は、流入水量の増加に伴う汚泥処理費用を措置しています。

次に、議案第78号につきましては、令和3年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に399万7,000円を追加し、支出予算総額を8億6,697万8,000円と定めています。補正予算の内容は、4月の人事異動による職員の給与や手当などを措置しています。

次に、議案第79号につきましては、令和3年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額から14万円を減額し、予算総額を586万1,000円と定めています。補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により視察研修を中止したことにより、減額措置しています。

次に、議案第80号につきましては、工事請負契約の締結について（令和3年度 第1号 公民館運営事業 生馬公民館耐震改修工事）でございます。今回、町内の特定建築業者の3社の指名入札により、株式会社後工務店と7,073万円で契約を締結するものであります。工事内容につきましては、耐震化に伴う改修整備を行い、老朽化による施設の改修をし、避難所として機能強化を図るものです。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長並びに副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認を何とぞ賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

その他で報告があります。

12月4日の土曜日、午前1時50分頃、町道の南紀ノ台1号線で落石がありました。現場は大内谷と南紀の台の境界付近になり、緩やかなカーブのため見通しが悪く、通行してきた単車が落石に気づかず、接触し転倒していたと連絡が入り、救急車で搬送され



る事故がありました。警察と建設課職員で通行規制をし、その後、大型土のうと信号機を設置しまして、現在は片側交互通行としております。

以上でございます。

---

#### △日程第4 議案第48号～日程第15 議案第59号

##### ○議長（大石哲雄）

この際、日程第4 議案第48号、令和2年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第15 議案第59号、令和2年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで12件を一括議題といたします。

決算認定の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申出がありますので、これを許可いたします。

決算認定の件につきましては決算審査特別委員会においてご審議を賜っております。お手元に配付してありますとおり決算審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長。

##### ○事務局長（檜山裕子）

朗読いたします。

令和3年12月6日、上富田町議会議長、大石哲雄殿。

決算審査特別委員会委員長、中井照恵。

決算審査報告書。

令和3年第3回（9月）定例会において本委員会に付託された各会計の決算認定については、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記。

##### 1、議件。

議案第48号、令和2年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第59号、令和2年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの12件。

##### 2、審査結果。

議案第48号から議案第58号までを認定とし、議案第59号について可決及び認定とする。

##### 3、審査年月日。

令和3年9月13日、10月4日、10月5日、10月6日、10月7日、10月20日、11月4日。

##### 4、審査内容、別紙のとおり。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

本件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、5番、中井照恵君。

**○5番（中井照恵）**

決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

さきの定例会において決算審査特別委員会に審査を付託されました議案第48号、令和2年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第59号、令和2年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの12議案について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、議長、監査委員を除く議員10名をもって構成され、委員長に私、中井照恵が、副委員長に家根谷美智子委員が選任されました。9月13日から延べ7日間にわたり委員会を開催し、決算書、主要施策の成果に関する説明書、各種参考資料、その他提出を求めた関係書類を基に所管課等から詳細な説明を受け、予算が適正に執行されたかなど慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第48号から議案第58号までの令和2年度上富田町各種会計決算11件については、全て認定すべきもの、議案第59号、令和2年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定については、可決及び認定すべきものと決定しております。

町当局におかれましては、審査において出された注文事項や意見等を後年度の予算の編成、行政執行に生かされるよう努めていただきたいと思います。また、検討するとされた事案については速やかな対応を期待します。

まだまだ収束の兆しが見えないコロナ禍が経済に与える影響は大きく、今後、地方財政は一層厳しい状況に置かれることが予想されますが、限られた財源の中、町民の要望把握に努め、施策、事業を適宜精査、検証しながら、効果的かつ重点的な財源配分を行っていただきたいと思います。

最後に、資料の提出等、町当局の誠実な対応に感謝申し上げ、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（大石哲雄）**

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより決算に係る各議案の委員長報告に対する質疑、討論、採決を順に行いますが、委員長報告に対する質疑につきましては、事件の審査経過と結果報告のみに限定されます。事件そのものに係る質疑は原則として許可できませんので、その点よろしく願いをいたします。

---

#### △日程第4 議案第48号

##### ○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第48号、令和2年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

##### ○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6番、吉本君。

##### ○6番（吉本和広）

議案第48号、令和2年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

100年に一度と言われるコロナ禍の中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町民への商品券や現金給付、売上げが10%以上減少した事業者に広く持続化支援金を出したことは評価できます。対象となる事業者が見込んだよりも大幅に少なかった点は、事前調査などを今後行い、予算が対象事業者に行き渡るように要望します。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、医療関係の支援、検査にも活用できる支援金ですが、新型コロナウイルス感染症抗原簡易キット検査などの検査への活用という点で不十分さを残しました。検査等への活用が必要です。

予算でも、商工費や保健体育費が主に町外の利用者への取組になっていると指摘しました。施設の中にはほとんど町民が活用していない、活用できていない状況にある施設があります。改善が必要です。また、移動手段を持たない高齢者への対応も改善されていません。

以上の点で、令和2年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定に反対します。

以上です。

##### ○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第48号、令和2年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件につきましては認定することに決しました。

---

△日程第5 議案第49号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第49号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

議案第49号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定に対

する反対討論をします。

当初予算では、基金から6,000万円を繰り入れ、保険税を引き下げるとのことでした。算定基準となる令和元年度の所得が予想より約3億円増加したことにより、所得割で約3,200万円の増収したこと、令和2年度の医療給付費がコロナ禍の中で約1,200万円減額したことなどで、基金の活用が不必要となりました。今後もコロナ禍で生活が厳しい中、住民の負担を軽減するためには、基金を使い引下げを行うことが必要です。

令和2年度においても、資格証18世帯、1か月短期保険証43世帯、滞納世帯は265世帯に対して差押件数は49件となっています。国保の加入者の多くが低所得であるにもかかわらず保険料が高過ぎるという、国保の構造的問題は何ら解決していません。令和2年度の賦課割合の均等割が増額となっており、子育て世代の負担が多くなりました。コロナ禍の中で、国保基金を使って子供に係る均等割の軽減が必要です。

そういったことから、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第49号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

---

#### △日程第6 議案第50号

##### ○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第50号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

##### ○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

6番、吉本君。

##### ○6番（吉本和広）

議案第50号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定に対する反対討論をします。

令和2年度も分譲宅地売却に取り組みながら累積赤字は減少していますが、その大半が一般会計による購入であり、会計間で赤字を移しただけではないでしょうか。なのはな保育所の隣接地を明確な目的もなく宅造会計で購入しておきながら、結局、一般会計で買い戻すというのは納得できるものではありません。

また、平成29年度から5年かけて企業誘致の目的で下谷地区の宅地造成事業も行われていますが、販売のめどがなく不要不急の事業です。監査委員の個別的意見においても赤字状態は恒常化していると指摘されていますとおり、毎年、翌年度から繰上げ充用を行うという不適切な状況です。令和2年度も繰上げ充用を9,804万5,000円行っています。

よって、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定に反対します。

以上です。

##### ○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

##### ○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第50号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

---

△日程第7 議案第51号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第51号、令和2年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第51号、令和2年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。  
お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---

#### △日程第8 議案第52号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第52号、令和2年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第52号、令和2年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---



## △日程第9 議案第53号

### ○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第53号、令和2年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第53号、令和2年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---

## △日程第10 議案第54号

### ○議長（大石哲雄）

日程第10 議案第54号、令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第54号、令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---

△日程第11 議案第55号

○議長（大石哲雄）

日程第11 議案第55号、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第55号、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認

定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって本件については認定することに決しました。

---

△日程第 1 2 議案第 5 6 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 5 6 号、令和 2 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

6 番、吉本君。

○6 番（吉本和広）

議案第 5 6 号、令和 2 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定に対する反対討論をします。

令和 2 年度の介護保険料は第 7 期の 3 年目に当たりますが、基準額は 9 万 3, 9 0 0 円と大幅値上げとなっており、県下で一番です。年金天引きのため、有無も言えない状況です。軽減措置が消費税増税により所得階層 3 段階まで拡大され全体の 4 2 %の方が軽減されていますが、年金生活者にとって十分とは言えません。際限なく上がり続け、高過ぎる介護保険料は、年金生活者の負担能力を超えています。介護保険給付費の国負担は 2 5 %です。1 0 0 兆円を越す政府の一般会計予算の 2 %台にすぎません。超高齢化社会に向け、必要なときに安心して利用できる介護保険制度になるよう、負担割合の増額を国に対して求めるべきです。それとともに町独自の事業として、低所得者に対し

て軽減措置を拡大することが必要です。

そういった対応の決算となっていないことから、令和2年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第56号、令和2年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

---

△日程第13 議案第57号

○議長（大石哲雄）

日程第13 議案第57号、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

6番、吉本君。

**○6番（吉本和広）**

議案第57号、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定に対する反対討論をします。

人間ドック補助制度があることは評価できます。しかし、後期高齢者はかかりつけ医があるとして集団健診から外されています。和歌山県後期高齢者医療広域連合は、低い健診率を上げるため市町村に集団健診を行うようにとの方針を持っていますので、集団健診を行うよう要望します。

令和2年度の決算は大半が年金天引きのため徴収率は99.8%となっていますが、普通徴収の方にとっては少ない年金からの支払いは大変であることがうかがえ、保険料の滞納者が4名あり、短期保険証が発行されています。後期高齢者医療保険は75歳以上の人を他の世代から切り離し、際限のない負担増を押しつける差別的な医療保険制度です。後期高齢者の被保険者は圧倒的多数が軽減対象で、令和2年、3年度の保険料の見直しで、1人当たり平均で5,981円、大幅な値上げとなりました。均等割が4,492円も引き上げられたのに加えて、軽減特例の廃止、見直しで、被保険者の約57%、半数以上に影響があり、低所得者ほど保険料が重くのしかかってきています。

よって、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定に反対します。以上です。

**○議長（大石哲雄）**

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第57号、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。  
お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

---

#### △日程第 1 4 議案第 5 8 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 4 議案第 5 8 号、令和 2 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 5 8 号、令和 2 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---

△日程第15 議案第59号

○議長（大石哲雄）

日程第15 議案第59号、令和2年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第59号、令和2年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については可決及び認定することに決しました。

午前10時まで休憩します。

---

休憩 午前 9時49分

---

再開 午前 9時58分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

---

△日程第 1 6 報告第 1 8 号～日程第 2 9 議案第 8 0 号

○議長（大石哲雄）

これより日程第 1 6 報告第 1 8 号、令和 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）の件から日程第 2 9 議案第 8 0 号、工事請負契約の締結について（令和 3 年度第 1 号 公民館運営事業 生馬公民館耐震改修工事）の件まで 1 4 件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

中島君。

○総務課副課長（中島正博）

おはようございます。

私からは報告第 1 8 号につきましてご説明をいたします。

報告第 1 8 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第 1 1 号、令和 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）。

令和 3 年 1 2 月 6 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第 1 1 号、令和 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）。

令和 3 年度上富田町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 3, 0 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 9 億 5, 4 4 8 万 7, 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 2 月 1 日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、補正前の額に 1 億 2, 9 9 0 万円を追加、4 億 3, 7 7 8 万 2, 0 0 0 円と定めています。

1 9 款繰入金、2 項基金繰入金、1 0 万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に 1 億 3, 0 0 0 万円を追加し、6 9 億 5, 4 4 8 万 7,



000円と定めています。

歳出です。

3款民生費、2項児童福祉費、補正前の額に1億3,000万円を追加、9億7,283万6,000円と定めています。

歳出合計では、補正前の額に1億3,000万円を追加、69億5,448万7,000円と定めています。

次の3ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから5ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

各内訳につきまして、歳出から説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

8ページでございます。

歳出、3款民生費の2項児童福祉費、7目子育て世帯臨時特別給付（先行給付金）事業、今回新たに1億3,000万円を追加しております。こちら主なものは、18節負担金、補助及び交付金で、先月11月26日、国の閣議決定をされました経済対策において盛り込まれました、18歳以下の子供がいらっしゃる世帯に対して先行して現金5万円を給付するものでございます。このほか、これに関わる事務費等を計上して、合計が1億3,000万円でございます。

次のページは、今回の補正を反映した給与費明細書です。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、歳入の説明をいたしますので、6ページをお願いいたします。

6ページ、歳入です。

15款国庫支出金の2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金で1億2,990万円を追加。歳出におけます子育て世帯臨時特別給付金の事業費及び事務費の補助金でございます。

次、19款繰入金、2項基金繰入金、4目財政調整基金繰入金で10万円を追加。今回の補正において必要な一般財源を補填するものでございます。

以上が、今回専決いたしました補正予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

**○議長（大石哲雄）**

笠松君。

**○税務課長（笠松昭宏）**

おはようございます。よろしくをお願いいたします。

私からは議案第68号及び議案第69号についてご説明いたします。

議案第68号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は国の税制改正によるものではございませんが、税条例は毎年改正があり、改正事項も多いこともありまして、これまでの改正が国の示す準則に沿って改正されているか、また、地方税法その他関連法令との整合性が取れているか等、全ての条文を精査、確認し、また、国の示す準則の条項と町税条例との条項のずれを合わすことにより、今後の改正条文を把握しやすくするための一部改正でございます。

改正内容につきましては、主に語句や条項のずれ、表現の修正やアラビア数字で1万円以上の位の表記を漢数字の万円表記に改正しており、1万以上を超えるアラビア数字を漢数字の万表記に変更することで金額を把握しやすいように改正しております。

なお、今回の改正により税条例以外の例規や住民負担に影響するものでございません。恐れ入りますが、7ページをお願いいたします。

附則第1条において、この条例は、公布の日から施行するとしております。

また、次の8ページで、附則第2条においては、改正規定中の条例を改正したものです。

参考資料としまして、9ページ以降の新旧対照表につきましては、市町村税条例準則と町条例との差異でございます。詳細につきましては割愛させていただきますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第69号についてご説明申し上げます。

議案第69号、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、本条例で引用しております「第12条第3項の表の第1号」が「第12条第3項の表の第2号」に、「第45条第2項の表の第1号」が「第45条第2項の表の第2号」に号ずれが、「第28条の9第12項」が「第28条の9第10項」に項ずれが生じることから、本条例の一部を改正するものでございます。

附則において、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するとしております。

参考資料としまして、2ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**○議長（大石哲雄）**

陸平君。

**○住民課副課長（陸平志保）**

よろしくお願いいたします。

私からは議案第70号について説明させていただきます。

議案第70号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険条例の一部改正。

上富田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

今回の改正については、令和4年1月1日から産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられるとともに、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額について42万円を維持することとされたことを踏まえ、出産育児一時金の支給額について4,000円引き上げ、40万8,000円とする健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則としまして、1項に施行期日を定め、この条例は令和4年1月1日から施

行するとしてございます。

2項に経過措置を定め、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によると定めてございます。

参考資料としまして、2ページに新旧対照表を添付しておりますので、お見通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

中島君。

○総務課副課長（中島正博）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第71号についてご説明をいたします。

議案第71号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度上富田町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,244万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,693万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

11款地方交付税、補正前の額に3億2,380万5,000円を追加し、21億2,380万5,000円と定めています。

15款国庫支出金、補正前の額に2,868万1,000円を追加。

16款県支出金、補正前の額に1,242万3,000円を追加。

17款財産収入、補正前の額に24万4,000円を追加。

18款寄付金、補正前の額に1億50万円を追加。

19款繰入金、補正前の額から1億9,394万2,000円を減額。

20款繰越金、補正前の額に7,764万9,000円を追加。

21款諸収入、補正前の額から92万円を減額。

22款町債、補正前の額から5,599万4,000円を減額。

以上、歳入合計では、補正前の額に2億9,244万6,000円を追加し、72億4,693万3,000円と定めています。

3ページでございます。

歳出です。

1款議会費、補正前の額から83万5,000円を減額、8,340万6,000円と定めています。

2款総務費、補正前の額に1億6,474万5,000円を追加。

3款民生費、補正前の額に9,451万4,000円を追加。

4款衛生費、補正前の額から264万3,000円を減額。

5款農林水産業費、補正前の額から89万3,000円を減額。

6款商工費、補正前の額に232万8,000円を追加。

7款土木費、補正前の額に749万1,000円を追加。

8款消防費、補正前の額に33万円を追加。

9款教育費、補正前の額に922万7,000円を追加。

10款災害復旧費、補正前の額に2,564万円を追加。

11款公債費、補正前の額から745万8,000円を減額。

以上、歳出合計では、補正前の額に2億9,244万6,000円を追加、72億4,693万3,000円と定めています。

次のページをお願いします。

第2表、地方債補正です。

変更で、臨時財政対策債、限度額3億円を2億4,400万6,000円と定めています。

起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算のものと変更ございません。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから7ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、18ページをお願いいたします。

18ページ、歳出でございます。

今回の補正予算につきましては、まず、4月の人事異動に伴います職員の給与費の増減につきまして措置するものでございます。

以下、項や目の説明におきまして、説明を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いします。

なお、これにつきましては、先頃の臨時議会で可決いただきました職員及び特別職のいわゆるボーナスの減額部分については反映してございませんので、こちらについてもあらかじめご了解をお願いいたします。

加えて、今回11月30日、国の閣議決定されました経済対策に盛り込まれた各施策につきまして、市町村で行わなければいけないもの、上富田町で行わなければいけないものにつきましては、先ほど専決させていただきました、いわゆる5万円の先行給付分につきましては予算化をしてございますが、それ以外、クーポン券の部分、そのほか住民税非課税世帯への給付分などの部分につきましては、別に補正予算を編成させていただきます。その予定でございますので、こちらもあらかじめご了解をお願いいたします。では、説明をいたします。

1款議会費の1項議会費83万5,000円の減額でございます。主なものとして18節負担金、補助及び交付金で、議員活動費の減額でございます。議会の常任委員会の視察等の調査の中止によるものでございます。

2款総務費の1項総務管理費、主なものでございますが、1目一般管理費で127万円の追加です。

内容につきましては、次のページをお願いします。

次のページ、25節寄付金で20万円を措置してございます。ナミビア共和国、今、オミクロン株等ではやっているところですが、このお話があったときにつきましては、ナミビアの大使のほうから、ラグビーワールドカップを引き受けた縁もございまして、何らかの援助をしてほしいというご要請がありましたものですから、ラグビー協会等との相談の上、20万円を寄付金として措置する、実際には防護服を買って支給するという手はずになっておるものでございます。

続きまして、9目地域交通対策費179万9,000円の追加。地域交通対策維持の補助金につきまして増額をしているものを措置するものでございます。

10目企画費1億5,704万9,000円の追加。主なものは、いわゆるまちづくり寄付金、さわやか上富田まちづくりの寄附を受けたものに対して、それを基金に積み立てる事務取扱い手数料の支出などを措置するものでございます。

次のページをお願いします。

以上、1項、総務管理費につきましては、合計1億6,208万4,000円の追加でございます。

続きまして、2項徴税费です。137万3,000円の追加。

3項戸籍住民基本台帳費17万7,000円の追加。

4項選挙費、次のページをお願いします、113万3,000円の追加。

5項統計調査費2万2,000円の減額。

3款民生費、1項社会福祉費、次のページをお願いいたします、2目障害福祉費で5,745万8,000円の追加。主なものは19節扶助費、障害福祉サービスの給付費の増額を措置したものでございます。

5目社会福祉医療費166万1,000円の減額。19節扶助費、重度心身障害児(者)の医療費の補助の一方で、27節繰出金、国民健康保険事業への繰出金の減を差し引きいたしまして、減額になっているものでございます。

6目老人福祉費、こちらも27節繰出金、特別会計介護保険への繰出金の増額を措置したものでございます。

以上、社会福祉費の合計で6,152万6,000円の追加でございます。

続きまして、2項児童福祉費です。

1目児童福祉総務費、1,309万4,000円の追加。

次のページをお願いします。

主なものは18節負担金、補助及び交付金で、施設型給付費の負担金の増を措置したものでございます。

こちら施設型給付費と申しますのは、基本的には私立の保育所への補助金になります。ただ、本町におきましては、私立の保育園はございませんで、主なものは、近隣入所分と言いますが、田辺市もしくは白浜町の保育園に本町の子供さんたちが措置していただいている。これに対して、田辺や白浜の保育所、これは公立、私立も変わりませんが、に対して補助金を出しているものでございます。こちら、あらかじめ申しておきますが、本町の子供があえて白浜や田辺に通われているのではなくて、もともと白浜や田辺にご家族で住まわれていた方々が、家族が引っ越されてきていらっしゃるけれども、子供さんの交友関係等を鑑みて、引き続き保育園は従来の白浜もしくは田辺の保育所にいらっしゃるというふうに伺ってございます。そのため、本町からは、上富田の子供を措置していただいているということで補助金を差し上げるものという仕組みでございます。こちらが950万円ほどございます。

続きまして、2目児童福祉医療費でございます。主なものは、扶助費、子ども医療費の増額を措置しているものでございます。

4目保育所費、645万7,000円の減額でございます。こちらは基本的に給与費等でなっております。

次のページをお願いします。

以上、児童福祉費合計では3,298万8,000円の追加でございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、合計で754万5,000円の減額。

次のページをお願いいたします。

2項清掃費、こちらも合計で490万2,000円の追加でございます。主なものは、2目塵芥処理費の中の12節委託料、可燃ごみの処分の委託料の増額を措置しているものでございます。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費、合計で94万1,000円の減額。こちら主なものは、農業集落排水費の27節繰出金、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額を措置したものでございます。

2項林業費合計で4万8,000円の追加。

次のページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費130万8,000円の追加。主なものは、18節負担金、補助及び交付金で100万円でございます。大人の社会塾人材育成事業費の補助金でございますが、こちらある方からの寄附がございました。寄附者の意思といたしまして、大人の社会塾人材育成に充ててくださいという意思を持って寄附をされたものでございます。こうした場合、強い意思でございますと負担付寄附という形で、別に議会の議決は要るんですけども、そこまで強くはないご意思でございますので、今回頂いた寄附を大人の社会塾への補助金として補助するということについて、予算として提案しているものでございます。

続きまして、5目上富田町飲食・宿泊・サービス業等事業者支援金事業費、こちら11月に専決させていただいている事業費の追加分でございます。

商工費合計で232万8,000円の追加でございます。

続きまして、7款土木費の1項土木管理費、次のページでございます、合計で796万7,000円の追加。

2項道路橋梁費73万9,000円の追加。

3項河川費、次のページをお願いします、73万5,000円の追加。

4項都市計画費、こちら合計で236万5,000円の減額。主なものは、2目公共下水道費の公共下水道事業への繰出金が減額したものでございます。

5項住宅費26万9,000円の追加。こちら10節需用費、定住促進住宅の修繕が発生したものですから、それを措置したものでございます。そちら修繕が発生いたしましたので、家賃を積み立てしております、24節積立金のほうで同額積立てをやめてございます。そういう計算でございます。

次のページをお願いいたします。

土木費の6項地籍調査費14万6,000円の追加でございます。

続きまして、8款消防費、1項消防費33万円の追加。



続いて、9款教育費、1項教育総務費、次のページをお願いします、こちら合計いたしまして1,665万2,000円の追加でございます。

教育費の2項小学校費、合計で441万4,000円の追加。主なものは、小学校費の10節需用費のほうの修繕料でございます。こちら各小学校のばらばらの修繕料を足し合わせて160万8,000円余りとなっておりますのでございます。

また、13節使用料及び賃借料で、プログラム・プロダクト利用料、タブレット等、こちら4校分でございますが、使用期限が新しくしたものにつきまして請求があったもので、それを措置したものでございます。

3項中学校費、次のページをお願いします、中学校費合計では775万1,000円の減額。主なものは、同じページ、45ページの上のほう12節委託料でございます。海外研修業務委託料、タミンミン校への研修旅行を中止したものでございますから、その分の経費が下がったものでございます。

4項学校給食費40万5,000円の追加。

5項社会教育費、次のページをお願いいたします、まず、2目生涯学習事業費で92万1,000円の追加。こちら主なものは、7節の報償費、成人式の記念品代、令和3年の1月に実施する予定だった成人式について、延期と延期を繰り返して結局中止になりましたので、記念品をもって代えるということの記念品代でございます。

続いて、5目青少年健全育成費200万円の追加。こちら18節負担金、補助及び交付金でございます、こちらもある方からの寄附金につきまして、上富田町青少年育成町民会議への補助金として使ってほしいという意思を持って寄附を頂いたものでございます。先ほどと同様に、そこまで強い意思ではございませんので、こうやって頂いた寄附について、青少年育成町民会議様へ補助金として充てていいかということについて、予算として計上して、議会の皆様方の承認をお願いするものでございます。

6目図書館運営費622万6,000円の追加。主なものは14節工事請負費で、市ノ瀬分館の改修工事費を措置するものでございます。

以上、5項社会教育費といたしましては488万1,000円の減額でございます。

続いて、6項保健体育費、合計で38万8,000円の追加。

次のページをお願いします。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、2,564万円の追加。下鮎川地区の災害復旧の測量設計調査等の委託料を措置するものでございます。

11款公債費、1項公債費、合わせまして745万8,000円の減額。利子及び元金部分の精査、とりわけ利子分の精査をいたしまして、それに合わせまして、元金部分の返済の金額も動くものでございます。

次のページは、今回の補正を反映しました給与費明細書です。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、歳入の説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

8ページ歳入でございます。

11款地方交付税の1項地方交付税3億2,380万5,000円の追加。交付税の確定による地方交付税、とりわけ普通交付税の確定によるものでございます。

冒頭申しましたように、11月26日の閣議決定によりますと、今年度、令和3年度の普通交付税も追加で支給を受けるようでございますが、まだ金額も確定しておりませんので、それについては改めて補正予算を編成させていただく予定でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、合計で2,684万円の追加でございます。

同じく、国庫支出金の2項国庫補助金、こちらも合計で184万1,000円の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

16款県支出金、1項県負担金、合計で1,023万4,000円の追加。

同じく県支出金の2項県補助金、合計で224万9,000円の追加。

3項委託金、次のページでお願いします、委託金で6万円の減額。

17款財産収入、1項財産運用収入で24万4,000円の追加。各基金の利息を措置したものでございます。

18款寄付金、1項寄付金、2目総務費寄付金で1億50万円の追加。ふるさと納税部分についての寄附を措置したものでございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金20万円の追加でございます。

次のページをお願いします。

同じ繰入金の2項基金繰入金、1目さわやか上富田まちづくり基金繰入金で5,750万円の追加。4目財政調整基金繰入金で、2億5,534万2,000円の減額。以上、基金繰入金といたしましては1億9,784万2,000円の減額でございます。

4目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正で必要な一般財源を措置するものでございますが、差し引き基金に積み戻すという作業になりました。

19款繰入金の3項財産区繰入金で370万円の追加。こちら歳出のほうで申し上げました市ノ瀬図書館の分館の工事請負費について、市ノ瀬財産区様のほうからお金を頂くもので、財産区から頂きますと、科目としては財産区繰入金という勘定になりますから、こちらで措置をさせていただいております。

20款繰越金、1項繰越金7,764万9,000円の追加。こちら前年度の繰越金が確定したものでございます。

2 1 款諸収入、2 項雑入 9 2 万円の減額。

次のページをお願いします。

2 2 款町債、1 項町債、6 目臨時財政対策債 5, 5 9 9 万 4, 0 0 0 円の減額。こちらにも 3 年度の予算編成では 3 億円で見積もっておりましたが、夏に臨時財政対策債の発行可能額が確定いたしましたものですから、その差額につきまして減額修正したものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございます。

何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

陸平君。

○住民課副課長（陸平志保）

よろしく願いいたします。

私からは議案第 7 2 号及び議案第 7 3 号について説明させていただきます。

議案第 7 2 号、令和 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）。

令和 3 年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 0 8 4 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 億 5, 7 6 6 万 4, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 2 月 6 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1 款国民健康保険税では、補正前の額から 9 4 万 3, 0 0 0 円減額し、3 億 7, 2 5 7 万 7, 0 0 0 円と定めています。

3 款県支出金では、補正前の額に 3 7 万 7, 0 0 0 円追加。

4 款財産収入では、補正前の額に 2 万 5, 0 0 0 円追加。

5 款繰入金では、補正前の額から 1 0 3 万 7, 0 0 0 円減額。

6 款繰越金では、補正前の額に 4 8 7 万 5, 0 0 0 円追加。

7 款諸収入では、補正前の額に 7 5 4 万 9, 0 0 0 円追加。

以上、歳入合計では、補正前の額に 1, 0 8 4 万 6, 0 0 0 円追加し、1 9 億 5, 7

66万4,000円と定めています。

次のページお願いいたします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額から31万4,000円減額し、4,775万5,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額に258万1,000円追加。

3款国民健康保険事業費納付金については、補正額はございません。

6款基金積立金では、補正前の額に2万5,000円追加。

8款諸支出金では、補正前の額に855万4,000円追加。

以上、歳出合計では、補正前の額に1,084万6,000円追加し、19億5,766万4,000円と定めています。

5ページをお願いいたします。

5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では94万3,000円減額。保険税の減免分を減額措置してございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金では、37万7,000円追加。保険税減免分に対する交付金でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では2万5,000円追加。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では484万9,000円減額。

10ページ、11ページをお願いいたします。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金では381万2,000円の追加。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では487万5,000円の追加。前年度繰越金を措置してございます。

7款諸収入、2項雑入、3目診療報酬等返還金では754万9,000円追加。過年度分診療報酬等返還金を措置してございます。国保連合会からの過年度分診療報酬の精算による返還金となります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では12万7,000円を追加。

1 款総務費、2 項徴税費、1 目賦課徴収費 4 4 万 1, 0 0 0 円減額。給与費等の減額でございます。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 2 1 0 万円追加。

2 目審査支払手数料 1, 0 0 0 円の追加。給付費の精算により追加措置してございます。

1 4 ページ、1 5 ページお願いいたします。

2 款保険給付費、5 項葬祭諸費、1 目葬祭費 4 8 万円の追加。

3 款国民健康保険事業費納付金の 1 項医療給付費分、2 項後期高齢者支援金等分、3 項介護納付金分につきましては、財源内訳の変更を行ってございます。

1 6 ページ、1 7 ページをお願いいたします。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目国民健康保険基金積立金 2 万 5, 0 0 0 円追加。

8 款諸支出金、2 項返還金、1 目返還金 8 5 5 万 4, 0 0 0 円追加。過年度分保険給付費等交付金返還金でございます。今回歳入にて計上の国保連合会からの診療報酬の返還に伴い、県への返還金を措置してございます。

1 8 ページ、1 9 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お見通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 7 3 号について説明させていただきます。

議案第 7 3 号、令和 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）。

令和 3 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 8 3 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3, 1 8 4 万 5, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 2 月 6 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1 款保険料では、補正前の額に 3 1 4 万 3, 0 0 0 円追加し、1 億 2, 4 4 1 万 4, 0 0 0 円と定めています。

3款繰入金では、補正前の額に3万2,000円追加。

4款繰越金では、補正前の額に261万8,000円追加。

5款諸収入では、補正前の額に4万4,000円追加。

以上、歳入合計では、補正前の額に583万7,000円追加し、3億3,184万5,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に3万2,000円追加し1,191万円と定めています。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額に576万1,000円追加。

5款諸支出金では、補正前の額に4万4,000円追加。

以上、歳出合計では、補正前の額に583万7,000円追加し3億3,184万5,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お見通しのほどよろしくをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1款保険料、1項後期高齢者保険料、1目後期高齢者保険料では314万3,000円追加。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では3万2,000円追加。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では261万8,000円追加。前年度繰越金を措置してございます。

5款諸収入、2項雑入、1目雑入では4万4,000円追加。

8ページ、9ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3万2,000円の追加。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金576万1,000円の追加。保険料負担金を措置してございます。令和2年度の保険料の繰越分及び現年度保険料の精算による追加措置でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金4万4,000円の追加。

10ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お見通しのほどよろし

くお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

午前11時まで休憩します。

---

休憩 午前10時49分

---

再開 午前10時57分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き、当局より提案理由の説明を求めます。

目良君。

○長寿課副課長（目良大敏）

よろしく申し上げます。

私からは議案第74号についてご説明いたします。

議案第74号、令和3年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）。

令和3年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,146万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,713万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款国庫支出金では、補正前の額から262万6,000円を減額し、3億7,607万6,000円と定めています。

4款支払基金交付金では、24万6,000円を減額。

5款県支出金では、補正前の額から138万6,000円を減額。

6款財産収入では、補正前の額に1万2,000円を追加。

7款繰入金では、補正前の額から242万9,000円を減額。

8款繰越金では、補正前の額に4,812万3,000円を追加。

9款諸収入では、補正前の額に1万2,000円を追加。

以上、歳入合計では、補正前の額に4,146万円を追加し16億7,713万8,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に585万6,000円を追加、5,420万4,000円と定めています。

2款保険給付費については、補正額なしでございませう。

4款地域支援事業費では、補正前の額から764万4,000円を減額。

5款諸支出金では、補正前の額に2,613万1,000円を追加。

6款基金積立金では、補正前の額に1,711万7,000円を追加。

以上、歳出合計では、補正前の額に4,146万円を追加、合計16億7,713万8,000円と定めております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページから7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括については、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2、歳入。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では22万7,000円を減額。

3目包括的支援・任意事業交付金では254万4,000円を減額。

5目保険者機能強化推進交付金については1万6,000円を追加。

6目介護保険保険者努力支援交付金については12万9,000円を追加。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金では24万6,000円を減額。

5款県支出金、2項県補助金、1目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では11万4,000円を減額。

2目、包括的支援・任意事業交付金では127万2,000円を減額としております。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では1万2,000円を追加しております。

10ページ、11ページをお願いいたします。



7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目介護予防・日常生活支援総合事業繰入金では11万4,000円を減額。

3目包括的支援・任意事業繰入金では127万2,000円を減額。

4目包括的支援町単独事業繰入金では13万円を減額。

5目低所得者保険料軽減繰入金では24万3,000円を追加。

6目その他一般会計繰入金では584万4,000円を追加としております。

続きまして、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では、補正前の額から700万円を減額としております。こちらは前年度繰越金への財源変更による減額措置となっております。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度からの繰越金として4,812万3,000円を計上しております。

9款諸収入、1項雑入、3目雑入、1万2,000円を追加。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

3、歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では583万6,000円を追加しております。

12節委託料、45万6,000円につきましては、地域密着型サービス事業者等指定指導事務委託料、田辺市への事務委託分ですが、これの令和2年度の精算による追加分となっております。

続きまして、2項徴収費、1目賦課徴収費では、2万円を追加。

16ページ、17ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の1目居宅介護サービス給付費については、財源の変更となっております。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費では47万2,000円の減額。

2目一般介護予防事業費では43万6,000円の減額。

18節負担金、補助及び交付金の11万5,000円につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止となった事業分の補助金の減額となっております。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目総務管理費では13万円を減額。

18ページ、19ページをお願いいたします。

2目地域包括支援センター運営費では114万7,000円を減額。

12節委託料の20万円につきましては、介護予防ケアプラン作成の外部委託の件数増に伴う増額措置となっております。

3目任意事業費では10万円を追加。

4目社会保障充実分事業費では555万9,000円の減額となっております。

7節報償費の48万円の減額につきましては、自立支援型地域ケア会議委員謝礼金ですが、こちらも新型コロナウイルスの影響により中止となった会議分に対する委員への謝礼金を減額としております。

20ページ、21ページをお願いいたします。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、2,613万1,000円を追加措置しております。こちらは介護給付費国庫負担金など、過年度分の精算による返還金を措置しております。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金として、1,711万7,000円を追加しております。こちらは前年度繰越金の残額分の補正予算として計上しております。

22ページ、23ページ、給与費明細につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

山根君。

○建設課副課長（山根康生）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第75号についてご説明申し上げます。

議案第75号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）。

令和3年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,061万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,464万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款財産収入、補正前の額に1万4,000円を追加し、6万5,000円。

2款諸収入、補正前の額に1,060万1,000円を追加し、1億8,457万8,000円。

歳入合計では、補正前の額に1,061万5,000円を追加し、1億8,464万3,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費、補正前の額に1万4,000円を追加し、7,468万4,000円。

4款予備費、今回新たに1,060万1,000円を計上しております。

歳出合計では、補正前の額に1,061万5,000円を追加し、1億8,464万3,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、恐れ入りますが、お見通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

## 2、歳入。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正前の額に1万4,000円を追加し、6万5,000円。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、1目宅地造成事業収入、補正前の額に1,060万1,000円を追加し、1億8,241万6,000円。

一般保有土地売却収入につきましては、土地未払金を計上しております。

計としまして、補正前の額に1,060万1,000円を追加し、1億8,457万8,000円。

8ページ、9ページをお願いいたします。

## 3、歳出。

1款宅地造成費、1項宅地造成管理費、1目宅地造成事業費、補正前の額に633万9,000円を追加し、4,203万1,000円。主なものとしまして、工事請負費で、土地を売却するに当たり、造成工事が必要な場合を想定し予算計上をしております。

2目残土処分場事業費、補正前の額から632万5,000円を減額し、3,265万3,000円。主なものとしまして、職員1名分の給与等の組替えによるものです。

計としまして、補正前の額に1万4,000円を追加し、7,468万4,000円です。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、今回新たに1,060万1,000円を計上しております。こちらにつきましては、土地未払金の歳入に対する歳出科目としておりますが、年度末には全額を不用額として処理する予定です。

10ページからの給与費明細書につきましては、お見通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第76号から議案第77号をご説明いたします。

議案第76号、令和3年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）。

令和3年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ113万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,959万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款繰入金、補正前の額から113万6,000円を減額し、1億2,520万3,000円と定めてございます。

歳入合計では、補正前の額から113万6,000円を減額し、1億9,959万7,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、補正前の額から113万6,000円を減額し、8,178万8,000円と定めてございます。

歳出合計では、補正前の額から113万6,000円を減額し、1億9,959万7,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お見通しのほどよろしくお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額から113万6,

000円を減額し、1億2,520万3,000円と定めてございます。

3、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費、1目総務費、補正前の額から113万6,000円を減額し、1,845万6,000円と定めてございます。人事異動に伴い、職員1名分の給与費等の人件費113万6,000円を減額措置してございます。

計としまして、補正前の額から113万6,000円を減額し、8,178万8,000円と定めてございます。

8ページ、9ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お見通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第77号をご説明いたします。

議案第77号、令和3年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）。

令和3年度、上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ342万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,375万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款繰入金、補正前の額から246万5,000円を減額。

5款繰越金、補正前の額に588万8,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に342万3,000円を追加し、1億9,375万8,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款公共下水道事業費、補正前の額に342万3,000円を追加し、6,274万8,000円と定めてございます。

歳出合計では、補正前の額に342万3,000円を追加し、1億9,375万8,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お見通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額から246万5,000円を減額し、1億1,815万6,000円と定めてございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正前の額に588万8,000円を追加し、608万8,000円と定めてございます。前年度繰越金につきましては、令和2年度決算額の確定により、収支額と当初予算額との差額を補正するものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、1目公共下水道事業費、補正前の額に2万3,000円を追加し、2,661万1,000円と定めてございます。職員2名分の給与費等の人件費合計2万3,000円を措置してございます。

続きまして、2目施設維持管理費、補正前の額に340万円を追加し、3,613万7,000円と定めてございます。こちらにつきましては、浄化センターへの流入水質の変化により汚泥濃度が高くなってきており、汚泥の引き抜き回数を増やし対処する必要があったため、汚泥処理委託料、汚泥処理運搬委託料で340万円を措置してございます。

計としまして、補正前の額に342万3,000円を追加し、6,274万8,000円と定めてございます。

10ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お見通しのほどよろしくをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

谷本君。

○上下水道課長（谷本 誠）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第78号についてご説明申し上げます。

議案第78号、令和3年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則、第1条、令和3年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和3年度上富田町水道事業会計予算（以下、「予

算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額に31万6,000円を追加し、計5億3,478万5,000円と定めています。

内訳として、第2項営業外収益、既決予定額に31万6,000円を追加し、計5,961万7,000円と定めています。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額に399万7,000円を追加し、計4億8,004万6,000円と定めています。

内訳として、第1項営業費用、既決予定額に379万7,000円を追加し、計4億3,801万8,000円と定めています。

第2項営業外費用、既決予定額に20万円を追加し、計3,902万7,000円と定めています。

2ページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額に250万1,000円を追加し、計6,165万4,000円と定めています。

令和3年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

3ページをお願いします。

予算に関する説明書、目次となっております。恐れ入りますが、お見直しをお願いいたします。

4ページをお願いします。

令和3年度上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

1、収益的収入及び支出。

収入です。

1款水道事業収益、既決予定額に31万6,000円を追加し、5億3,478万5,000円と定めています。

2項営業外収益、既決予定額に31万6,000円を追加し、5,961万7,000円と定めています。

4目雑収益、既決予定額に31万6,000円を追加し、133万2,000円と定めています。

内容としましては、令和3年10月3日に発生した和歌山市の水管橋破損に伴う断水被害への応急給水活動として、上富田町が活動に要した経費、時間外勤務手当やE T C代について、日本水道協会和歌山県支部、水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書、

第8条に基づき、受援事業体である和歌山市企業局から上富田町へ支給されますので、その他雑収益で31万6,000円を措置しているものでございます。

次に支出です。

1款水道事業費用、既決予定額に399万7,000円を追加し、4億8,004万6,000円と定めています。

1項営業費用、既決予定額に379万7,000円を追加し、4億3,801万8,000円と定めています。

1目原水及び浄水費、既決予定額に86万3,000円を追加し、1億4,649万5,000円と定めています。主な内容として、人事異動等に伴う職員2名分の給与費の調整でございます。

次の2目配水及び給水費、既決予定額に14万円を追加し、9,176万2,000円と定めています。主な内容として、職員2名分の給与費の調整及び和歌山市への応急給水活動に伴う時間外勤務手当で11万6,000円を措置してございます。

5ページをお願いします。

3目業務費、既決予定額に238万3,000円を追加し、4,355万6,000円と定めています。主な内容として、人事異動等に伴う職員2名分の給与費の調整、また、委託料では、検針員1名の契約解除に伴う後任への引継ぎ期間の検針業務委託料として63万7,000円。水道管路マッピングシステムへ最新の情報を取り込むための取込業務委託料として64万9,000円を措置してございます。

4目総係費、既決予定額に41万1,000円を追加し、1,540万3,000円と定めています。主な内容として、人事異動等に伴う職員1名分の給与費の調整でございます。

2項営業外費用、既決予定額に20万円を追加し、3,902万7,000円と定めています。

3目雑支出、既決予定額に20万円を追加し、21万円と定めています。主な内容として、和歌山市への応急給水活動に要した経費のうち、活動に参加した上下水道課以外の一般職員の時間外勤務手当や、一般会計で管理しています活動で使用した公用車のETC代について、水道事業会計より一般会計へ、その他雑支出として20万円を支出するものでございます。一般会計職員への時間外勤務手当については、水道事業会計から直接支出することはできないため、支給額を一般会計に支出するものでございます。

6ページをお願いします。

令和3年度上富田町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

こちらは、手元に残る資金の流れを表した計算書になります。



これにつきましては、業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示しております。

合計金額のみご説明させていただきます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー、合計1億2,062万6,776円。

7ページをお願いします。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー、合計マイナス3億8,427万3,000円。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー、合計1億7,948万8,000円。

資金増加額（または減少額）は、マイナス8,415万8,224円。これは、上記の各キャッシュ・フローの合計額となります。

資金期首残高8億9,187万7,015円、資金期末残高8億771万8,791円を予定してございます。

8ページをお願いします。

給与費明細書でございます。8ページから11ページにつきましては、恐れ入りますが、お見直しをお願いいたします。

12ページをお願いします。

令和3年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。

貸借対照表とは、地方公営企業が一定の時点において、どのくらいの財産を所有しているかを示す表となっております。

含まれる科目としては、土地や建物に代表される固定資産や現金・預金等の流動資産がございました。また、所有する財産には、マイナスの財産である借入金等の負債も含まれます。

合計金額のみご説明させていただきます。

まず、資産の部でございます。

1、固定資産。固定資産合計では31億68万5,535円となっております。

2、流動資産。流動資産合計といたしまして8億7,355万3,081円。

資産合計では39億7,423万8,616円となっております。

13ページをお願いします。

負債の部でございます。

3、固定負債合計としまして9億3,495万5,996円。

4、流動負債合計としまして1億575万1,913円。

5、繰延収益合計といたしまして7億8,234万9,786円。

負債合計では18億2,305万7,695円となっております。

次に、資本の部でございます。

6、資本金といたしまして15億2,645万8,668円。

7、剰余金、14ページをお願いします、剰余金合計では6億2,472万2,253円。

資本合計としましては21億5,118万921円、負債資本合計では39億7,423万8,616円を予定しております。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

十河君。

○会計課長（十河貴子）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第79号につきまして説明させていただきます。

議案第79号、令和3年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）。

令和3年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ14万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ586万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月6日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、補正前の額に25万5,000円を追加。

2款繰越金、1項繰越金、補正前の額に111万9,000円を追加。

3款繰入金、1項基金繰入金、補正前の額から156万1,000円を減額。

4款雑入、1項雑入、今回新たに4万7,000円を追加。

歳入合計は、補正前の額から14万円を減額し、586万1,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款委員会費、1項委員会費では、補正前の額から87万5,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費では、補正前の額に73万5,000円を追加し、歳出

合計は、補正前の額から14万円を減額いたしまして、586万1,000円と定めて  
ございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして  
は、恐れ入りますが、お目通しのほどお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入25万7,000円を追加。

2目利子及び配当金では2,000円を減額しております。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、繰越金が確定いたしましたので111万9,  
000円を追加しております。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では156万1,000円を  
減額措置しております。

4款雑入、1項雑入、1目雑入4万7,000円を追加しております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款委員会費、1項委員会費、1目管理委員会費、9節旅費、視察が中止になりまし  
たので、委員7名分の特別旅費を減額いたしました。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、9節旅費、視察中止により、随行分  
の特別旅費を減額いたしました。

13節委託料では、雑草除去委託料で10万円を追加。

25節積立金では、財政調整基金積立金を88万5,000円追加しております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（大石哲雄）

三浦君。

#### ○教育委員会事務局長（三浦 誠）

よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第80号についてご説明申し上げます。

議案第80号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づ  
き、指名競争入札に付した令和3年度 第1号 公民館運営事業 生馬公民館耐震改修  
工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、令和3年度 第1号 公民館運営事業 生馬公民館耐震改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、一金7,073万円。

4、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町生馬567の1、株式会社後工務店、代表取締役後雅雄。

令和3年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

本事業につきましては、指名競争入札による工事請負契約でございます。

株式会社後工務店、株式会社西峰工務店上富田営業所、株式会社堀組上富田営業所の特定建設業許可を有する町内業者の3社により、11月18日に指名競争入札が執行され、株式会社後工務店が落札しております。

改修工事の内容につきましては、令和2年度に実施した耐震診断結果を受けて、耐震化に伴う改修整備と、拠点避難所としての機能を向上させるため設備の更新を含めた改修工事になります。

次のページに参考資料といたしまして、仮契約書の写しを添付してございます。

この仮契約書の最終事項において、この契約は、上富田町議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとすると定めてございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

---

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、12月14日火曜日午前9時00分にご参集をお願いします。

ありがとうございました。

延会 午前11時39分